



平成 24 年 2 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社ユー・エス・エス
代表者名 代表取締役社長 安藤之弘
(コード番号:4732 東証・名証第一部)
問い合わせ先 常務取締役統括本部長 山中雅文
(TEL. 052-689-1129)

「信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship®)」の導入について

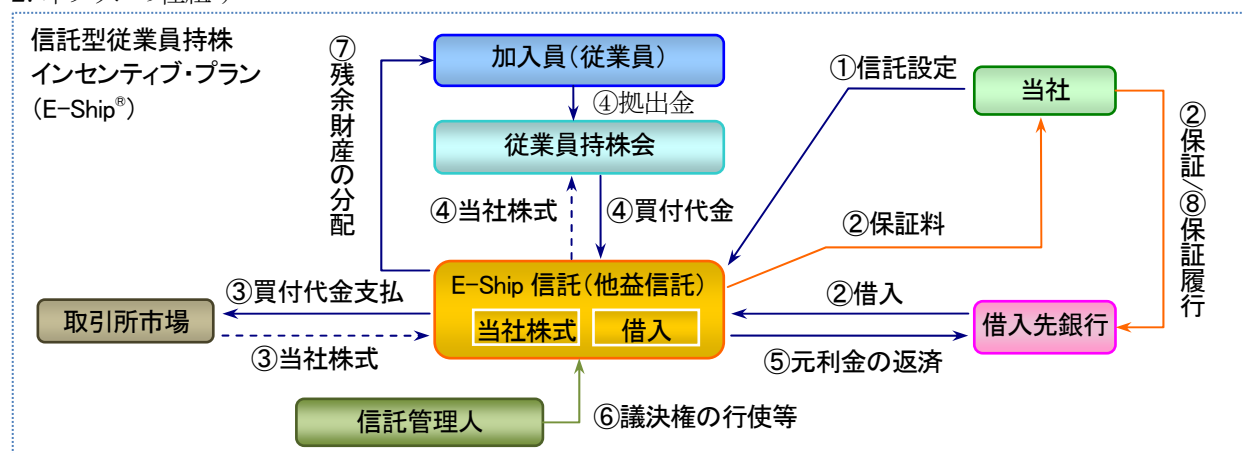
当社は、平成 24 年 2 月 14 日開催の取締役会において、当社グループ従業員に対する当社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブの付与を目的として、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship®)」(以下、「本プラン」といいます。)の導入を決議いたしましたのでお知らせいたします。なお、本プランに係る信託の設定時期、本プランに基づき信託が借り入れる金銭の総額、本プランの設定期間等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

1. 本プランの概要

本プランは、「USS従業員持株会」(以下、「持株会」といいます。)に加入するすべての従業員を対象とするインセンティブ・プランです。本プランでは、当社が信託銀行に「USS従業員持株会専用信託」(以下、「E-Ship 信託」といいます。)を設定し、E-Ship 信託は、その設定後一定期間(現状では 5 年の期間を想定しています。)にわたり持株会が取得すると見込まれる数(現状では 2.7 億円前後に相当する数を想定しています。)の当社株式を予め市場より取得します。その後は、E-Ship 信託から持株会に対して継続的に当社株式の売却が行われるとともに、信託終了時点で E-Ship 信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当該株式売却益相当額が残余財産として受益者適格要件を満たす者に分配されます。なお、当社は、E-Ship 信託が当社株式を取得するための借入に対し保証することになるため、当社株価の下落により E-Ship 信託内に株式売却損相当額が累積し、信託終了時点において E-Ship 信託内に当該株式売却損相当の借入金残債がある場合は、保証契約に基づき、当社が当該残債を弁済することになります。

本プランは、従業員に対して中長期的な企業価値向上のインセンティブを付与すると同時に、福利厚生を増進策として、持株会の拡充を通じて従業員の株式取得及び保有を促進することにより従業員の財産形成を支援することを狙いとしています。

2. 本プランの仕組み



- ① 当社が、受益者適格要件を充足する持株会会員を受益者とした E-Ship 信託(他益信託)を設定します。
- ② E-Ship 信託は借入先銀行から当社株式の取得に必要な資金の借入を行います。当該借入に当たっては、当社、E-Ship 信託、借入先銀行の三者間で E-Ship 信託の行う借入に対して保証契約を締結します。当社は、当該保証契約に基づき、E-Ship 信託の借入について保証を行い、その対価として保証料を E-Ship 信託から受け取ります。

- ③ E-Ship 信託は信託期間内に持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を取引所市場から取得します。
- ④ E-Ship 信託は信託期間を通じ、上記③に従って取得した当社株式を、一定の計画(条件及び方法)に従って継続的に持株会に時価で売却します。
- ⑤ E-Ship 信託は持株会への当社株式の売却により受け入れた株式売却代金、及び保有する当社株式に係る配当金をもって、借入の元利金等返済に充当します。
- ⑥ E-Ship 信託が保有する当社株式については、受益者のために選定された信託管理人が議決権行使等の指図を行います。
- ⑦ 信託終了時に信託内に残余財産がある場合には、受益者適格要件を充足する者に分配されます。
- ⑧ 信託終了時に借入が残っている場合には、保証契約に基づき、当社が弁済します。

3. USS従業員持株会専用信託の概要

- (1)名称: USS従業員持株会専用信託
- (2)委託者: 当社
- (3)受託者: 野村信託銀行株式会社
- (4)受益者: 受益者適格要件を満たす者(受益権確定事由の発生後一定の手続を経て存在するに至ります。)
- (5)信託契約日: 詳細決定後に公表
- (6)信託の期間: 詳細決定後に公表
- (7)信託の目的: USS従業員持株会に対する安定的かつ継続的な株式の供給及び受益者適格要件を満たす者への信託財産の交付
- (8)受益者適格要件: 受益者確定手続開始日(信託期間満了日が到来し信託財産の換価処分が終了した日、信託財産に属する当社株式が持株会へ全て売却された日等)において生存し、持株会に加入し(但し、信託契約締結日以降受益者確定手続開始日までに定年退職、役員への就任、定年退職により、持株会を退会した者を含みます。)、かつ、外国為替及び外国貿易法(昭和 24 年法律第 228 号)(以下、「外為法」といいます。)の規定による資産凍結等の経済制裁措置の対象者(外為法第 16 条に基づく外国為替令(昭和 55 年政令第 260 号)第 6 条第 1 項に定める告示により指定された対象者をいいます。)に該当しない者のうち、所定の手続きを行った者を受益者とします。

(ご参考)

E-Ship®は野村証券株式会社の登録商標です。

E-Ship®(Employee Shareholding Incentive Plan の略称)は、米国で普及している従業員持株制度 ESOP(Employee Stock Ownership Plan)を参考に、野村証券株式会社及び野村信託銀行株式会社が従業員持株会の仕組みを応用して開発した新しい従業員向けインセンティブ・プランです。

以 上